
一般社団法人 SME 日本支部 定款

平成31年1月22日作成
平成31年3月1日公証人認証
平成31年3月1日設立

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 SME 日本支部と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、製造技術の分野において新しい科学・工学的知識・技術を向上させ、生産技術の進歩、発展を計り、応用普及による社会的貢献を果たすことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 生産技術に関する技術講演会、工場見学会の開催
- 2 国際的な生産技術者の認定試験の実施
- 3 生産技術に関する技術資料の提供
- 4 生産技術に関する論文集(SME ジャーナル電子版)の発行
- 5 生産技術に関して功績した人に対する顕彰
- 6 その他、当法人の目的を達成するために必要な一切の活動

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、代表理事の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

(経費の負担)

第8条 正会員及び賛助会員は、当法人の経費に充てるため、代表理事の定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員又は賛助会員は、代表理事が別に定める退会届を提出して、任意に当法人を退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該正会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって、除名することができる。この場合、当該賛助会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合の他、正会員又は賛助会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該正会員又は賛助会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員又は賛助会員である団体が解散したとき。

第4章 社員総会

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、理事の過半数の決定に基づき必要と認められた場合あるいは総社員の議決権の10分の1以上を有する社員が必要と認められた場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、理事の過半数の決定により定められた理事が、これに代わり社員総会を招集する。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員又は賛助会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、社員総会の議長を、代表理事が指名することもできる。

2 代表理事に事故があるときは、理事の過半数の決定において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第18条 当法人に、理事1名以上5名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 当法人は、理事に対して、報酬等を支給しない。

2 理事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事の決定に基づき、別に定める。

(競業及び利益相反取引)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承諾を受ける。

- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
- (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第27条 当法人は剰余金の分配をすることができない。

第7章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第29条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

(解散)

第30条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(清算法人の機関)

第31条 当法人が解散した場合(前条第1項第3号による解散及び同第4号による解散であつて当該破産手続が終了していない場合を除く)には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び清算人を設置する。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第33条 代表理事は、当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事の過半数の同意を得て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事の過半数の同意を得て、代表理事が委嘱する。

3 委員会は、法令又は定款に定めのある社員総会決議事項及び理事の決議事項についての意思決定を行うことはできない。

4 委員会に関し必要な事項は、理事の過半数の同意を得て、代表理事が別に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2019年12月末日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 松原俊介 村木俊之 樺山都朗
設立時代表理事 松原俊介

(設立時社員の氏名)

第36条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 松原俊介
設立時社員 村木俊之
設立時社員 樺山都朗

(主たる事務所の所在地)

第37条 当法人の主たる事務所は次のとおりである。

主たる事務所 東京都港区芝大門2-12-3
共生ビル2号館 6階

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他の法令に従う。